

第 22 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 11 月 25 日（火）9：30～10：14

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(12名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	4 番 高 橋 伸 幸	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	11 番 河 上 昭 二
14 番 岩 谷 淳 志	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀	19 番 南 谷 勇

【農地利用最適化推進委員】(14名)

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	3 番 河 西 堅	4 番 小松原 常 雄
5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	11 番 長 野 昭 三
12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	15 番 河 崎 健	16 番 野 村 明 治
18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利		

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、岡本健治、川神昌暢、青葉 真、柿元信次、玉田 一

【農地利用最適化推進委員】永見繁廣、永見 孔、大谷数義、田村邦麿

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1) 開会

(2) 報告 農用地利用集積等促進計画について (29 件)

(3) 議案 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1 件)

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (3 件)

議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 4 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (1 件)

5 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番 大崎委員、5番 岡本委員、9番 豊田委員、14番 岩谷委員、17番 柿元委員、以上5名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、7番 領家委員、8番 永見委員、14番 田村委員、18番 串崎委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第22回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。2番：佐々木委員、6番：原田委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画について、それから、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について、事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。「報告」とあります、促進計画の認可の一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、29件、78筆、116,769㎡」となっております。今回は、「令和7年10月31日」に公告された案件になります。</p> <p>続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届「1号」について説明します。場所は、三隅小学校から約1,100m南西の古市場 中組町内です。こちらは、三隅益田道路の古市場トンネル内における移動通信サービスの電波遮へい対策のための基地局・中継施設の設置で、363㎡のうち57.77㎡を利用するという計画となっております。工事期間は、通知日から令和8年5月31日までの予定となっております。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による</p>

	<p>許可申請は、3件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「21号」について説明します。場所は、本郷生活改善センターから約700m南東の上本郷町内です。申請は、田6筆、合計面積5,541㎡です。6筆の内、4筆は、この度、合意解約をされた案件です。有償での所有権移転で、譲受事由として、空き家バンク制度により、住居を購入する案件で、農地その他の土地も併せて所有権移転するもので、周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を耕作することに問題はないと思います。もし、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したいと思います。と申請されています。</p> <p>所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「22号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター細谷分館から約550m西の三階町3町内です。申請は、田・畑16筆、合計面積8,743㎡で、無償での所有権移転で、譲受事由として、家屋を購入することになったが、農地その他の土地も併せて所有権移転するもので、16筆の内、3筆は、この度、合意解約をされた案件です。譲受事由として、移住することとなりその住宅及び所有者が管理できない周辺の農地を取得する。申請地の一部は、親戚の方が耕作しており、来年からは譲受人が引き継ぎますが、譲受人自身は農作業経験がなく、最低限の機具は今まで耕作されている方から貸してもらう予定となっています。農業を続けていくうえで周辺の農地利用者との協力が必要な場合は、その都度は話合をして、農薬・肥料の購入には、指導等を受けながら農業に取り組む予定です。その他、問題が生じた場合は、関係当事者間で話合のうえ、責任をもってこれに対処します、と申請されています。</p> <p>所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「23号」について説明します。場所は、久佐まちづくりセンターから約600m南南東の浄光寺谷町内です。申請は、田7筆、合計面積9,242㎡で、有償での所有権移転で、7筆の内、5筆は、この度、合意解約をされた案件です。譲受事由として、空き家バンク制度により、その住宅及び周辺の農地等を取</p>

	<p>得するもので、周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を耕作することに問題はないと思います。もし、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したいと思います、と申請されています。</p> <p>所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>事前質問として、「21号」「22号」「23号」について、労働力1人(協力者あり)・協力の内容が確認できますか?との質問があり、利用権は合意解約したが、これまで耕作していた方が、機械・技術等の協力をしていただく調整ができているということです。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「21号」につきまして、「14番 岩谷委員」をお願いします。</p>
岩谷委員	<p>事務局の説明のとおりで、補足説明はありません。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「22号」につきまして、「11番 河上委員 または 長野委員」をお願いします。</p>
河上委員	<p>11月10日に委員・事務局で現地を確認していただきました。水稻・果樹ともこれまでは、周辺に住んでおられる方が、耕作しておられました。今後は、これまで耕作をしておられた方の協力をいただきながら耕作されるということでございます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「23号」につきまして、「5番 永見委員」をお願いします。</p>
永見委員	<p>これまで耕作をしておられた方の協力をいただきながら耕作されるということでございます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
三浦委員	<p>「22号」につきまして、航空写真の地番と現況が違うと思いますが、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>航空写真の地番は表示が違っております。「393」は畑、「392-1」は田となっております。「399」は柿畑の一部です。修正をさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>「12号」について説明します。場所は、浜田第二中学校から約500m北東の、原井町4町内です。申請は、田、731㎡で、転用目的としては、周辺の土地は、転用の届が出ておりましたが、この筆については、顛末書のとおり、昭和51年ごろ無断で土地造成を行い、倉庫の建築を行ってしまいました。その後、調べる中で、申請がされていないことが判明したもので、被害防止対策等につきましては、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合には誠意を持って対処する、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第3種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調つたものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「13号」について説明します。場所は、JR三保三隅駅から約200m北北東の、西河内谷町内です。申請は、田1筆、面積206㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、申請地は、平成30年に夫から相続した土地で、河川整備や道路の拡張、水害等で使用することができなくなり、夫が生前造成し、資材置場として貸していたという案件で、被害防止対策等につきましては、申請地には砂利を隣接地に土砂が流れないようにする。雨水については、隣接する水路に流すので周囲への影響はない。これらの措置により周辺への被害の恐れはないと思われるが、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合い、責任を持ってこれを対応する、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第3種農地のため原則許可であり、農地法第4条第6項の地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「12号」につきまして、「11番 河上委員 または 長野委員」をお願いします。</p>
長野委員	<p>事務局の説明のとおりで、補足説明は特にありません。</p>
議長	<p>「13号」につきまして、「18番 串崎委員」補足説明をお願いします。</p>
串崎委員	<p>先般、事務局・農業委員で現地を確認しました。事務局の説明もありましたが、顛末書の内容のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>

委員	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第 3 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 1 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「31 号」について説明します。場所は、三隅 B&G 体育館から約 200m 南南西の湊浦湊上町内と西河内八曾町内です。非農地証明の対象農地は、畑 3 筆、合計面積 1,152 m ² で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。
議長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「31 号」湊浦につきまして、「8 番 皆本委員」をお願いします。
皆本委員	先日、事務局と現地を確認しました。現地は、木が生い茂っている状況でした。審議の程、よろしくをお願いします。
議長	西河内につきまして、「18 番 串崎委員」をお願いします。
串崎委員	事務局の説明のとおりで、写真のような状況です。よろしくをお願いします。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～挙手 全員～
議長	挙手、全員です。承認いたします。その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 ないようですので、以上を持ちまして、第 22 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 14 分